



答申第 843 号
令和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 3 日付け神経経第 461 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の
電子申請受付審査処理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある中小企業を対象に、中小企業チャレンジ支援補助金事業を実施するにあたり、新たに電子申請受付審査処理システムを構築することは、感染拡大防止を図りながら、インターネットによる迅速な申請手続きや正確な審査等が可能となり、申請者の利便性の向上及び作業の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援
補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 843

1. 電子申請システムへの入力

(1) 法人の場合

- ・担当者氏名
- ・メールアドレス ※特定個人のアドレスの場合
- ・生年月日

(2) 個人事業主の場合

- ・本社又は主たる事業所の所在地
- ・社名, 団体名
- ・氏名
- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・補助金振込先口座
- ・生年月日

2. 電子申請におけるデータ添付

(1) 個人の場合

- ・開業届の写し, 直近の確定申告書の写し 等

(2) 組合・業界団体等の場合

- ・構成員名簿